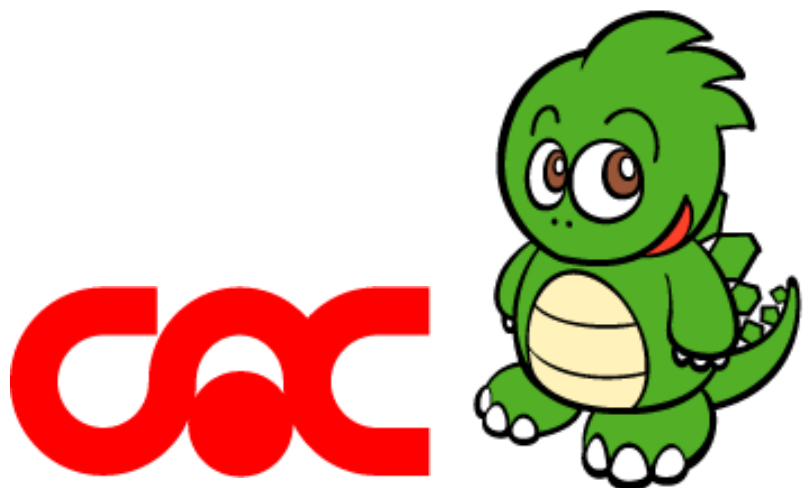


# スマートホーム powered by Taprica 契約約款

株式会社CAC



# スマートホーム powered by Taprica 契約約款

株式会社CAC（以下「CAC」という。）とCACが行うサービスを受ける者（以下「加入者」という。）との間に結ばれるスマートホーム powered by Taprica利用契約（以下「利用契約」という。）は以下の条項によるものとします。

## 第 1 条 （契約約款の適用）

1. CACは、この「スマートホーム powered by Taprica 契約約款」（以下「本約款」という。）を定め、これにより、CACが提供する機器および Connected Design 株式会社（以下「CDI」という。）が管理・運営するアプリケーション「Taprica（タプリカ）」（以下「本アプリ」という。）を用いて、加入者の居宅、施設内に設置する各種機器を、インターネット回線を経由し、遠隔操作して提供するセキュリティ、家電コントロール、スマートロック、見守り等のサービス（以下「本サービス」という。）を提供します。
2. 本約款は、CACおよびCDI（以下「サービス提供者」という。）が加入者に提供する本サービスおよび本アプリ（以下「本サービス等」という。）の内容ならびに本サービスの利用に関し加入者が遵守すべき事項を定めるものです。
3. 加入者は、本サービス等の利用について、本約款およびCDIの提供する本アプリの規約（以下「本アプリ規約」という。）に同意いただく必要があります。
4. CACが本サービスに関するWEBサイト（以下「本サイト」という。）、その他の手段により通知する利用条件等に関する事項も本約款の一部を構成するものとします。

## 第 2 条 （用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
①CAC - NET	・CACが提供する、主としてデータ通信の用に供することを目的として、インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
②世帯	・同一の住居で起居し、生計を同じくする者の集団
③対象物件	・加入者の指定した機器一式を設置する場所
④申込者	・本サービスの加入申込をする個人または法人
⑤加入者	・CACと契約を締結している者
⑥サーバー	・本サービス提供に当たり、機能やデータを保有している機器
⑦CACの通信設備	・本サービスを提供するうえで必要なサーバー等の通信機器
⑧ソフトウェア	・CACの通信設備とデータ通信を行う等、本アプリを利用するうえで通信機器に必要なシステム
⑨ゲートウェイ	・CACの通信設備とデータ通信する際に必要となる機器
⑩スマートロック	・遠隔操作、テンキーまたは非接触型ICメディアにより、電氣的に施錠・解錠を可能にする機器
⑪関連機器	・本サービスを利用するために必要となる、CACが販売するデバイスの総称
⑫機器一式	・ゲートウェイ、および関連機器の総称
⑬加入者機器	・加入者が所有または管理するパソコン、スマートフォン、タブレット等
⑭映像データ等	・CACが販売する、本サービスを利用するために必要となるIPカメラ(Wi-Fiを搭載したカメラ)から撮影した画像、映像データ等
⑮料金等	・本サービスに関し、加入者がCACに対し支払うべき対価等
⑯ID	・本サービスを利用するための各種識別番号
⑰通知	・特定の相手に個別に情報を伝えること
⑱告知	・広く多くの相手に情報を伝えること

### 第 3 条 (本サービスの内容)

1. 本サービスは、対象物件に設置した機器一式を、インターネット回線を経由し、本アプリを利用して加入者端末から遠隔でコントロールできるホーム・コントロールおよびホーム・モニタリング型サービスです。
2. 対象物件通信環境や利用環境により、CACの通信設備と接続が可能な設置機器の台数が異なることを予めご了承ください。
3. 本サービスの利用には、CAC指定のゲートウェイの設置が必要となります。加入者は、ゲートウェイに加え、関連機器を単独または組み合わせて利用することで関連機器の遠隔操作を行うことができます。
4. 本サービスは、CAC指定の機器一式のみで利用できるものとします。なお、ゲートウェイのみの設置を行うことはできません。
5. 本サービスの利用の際に、CACまたは第三者が別途提示する個別規定またはその他の約款（以下「その他約款等」という。）がある場合は、加入者は、本約款に加えて当該その他約款等に同意し、それらに従うものとします。
6. CACは、第2項で定める遠隔操作の内容を変更することができます。この場合、本サイト上での掲載等、CACの定める方法により告知します。

### 第 4 条 (利用契約の単位と有効期間)

1. 利用契約の締結は、世帯ごとに行います。
2. 契約有効期限は、契約成立日から1年間とします。ただし、次の場合には、引き続き1年の期間をもって更新するものとし以後も同様とします。
  - ① 契約期間満了日の15日前までにCACから加入者に、何等かの書面による意思表示がないとき。
  - ② 契約期間満了日まで、第15条（解約）第1項に定める解約の申し出が、受理されていないとき。

### 第 5 条 (加入申込の方法)

加入申込をするときは、CACが指定する加入手続きにて次の事項について確認いたします。

- ① 申込者の住所および氏名、または、所在地、商号および代表者。
- ② 対象物件の所在地（申込者の住所と対象物件の所在地が異なる場合。）。
- ③ 利用を希望する関連機器およびその台数。
- ④ その他本サービスの内容を特定するために必要な事項。

### 第 6 条 (加入申込の承諾)

1. CACは、加入申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、CACの業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、CACは、申込者に対してその事由とともに通知します。
2. CACは、前項の規定にかかわらず、本サービスの取り扱いに際して余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
3. CACは、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、加入申込を承諾しないことがあります。
  - ① 本サービスの提供または保守をすることが著しく困難であるとき。
  - ② 申込者が本サービスの加入契約料金、利用料金、関連機器料金、手続きに関する料金、および工事に関する費用（以下、「利用金等」という。）およびその他の債務の支払いを現に怠りまたは、怠るおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
  - ③ その他CACの業務の遂行上著しい支障があるとき。

### 第 7 条 (利用契約の成立と利用開始日)

1. 利用契約は、本サービスの加入申込に対して、CACがこれを承諾したときに成立するものとします。また、承諾した日を原則として契約成立日とします。
2. 利用契約の成立後、CACが加入者にゲートウェイをお渡しした日を、本サービスの利用開始日と定めます。また、第14条（加入手続き時申告内容の変更）の規定により特定の機器一式が追加されたときは、当該機器一式をCACが加入者にお渡しした日を、当該機器一式の利用開始日と定めます。なお、オプションサービスの利用開始日は契約成立日もしくは契約成立日以降の加入者がサービス利用開始を希望する月の1日とします。

## 第 8 条 (利用の条件)

1. 加入者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要なインターネット回線（CAC-NETに限る。）、通信機器、電源、電池、ソフトウェア等（以下「設置環境」という。）を準備するものとします。
2. 前項に定めるインターネット回線については、第10条（本アプリの提供と管理）第2項に定める加入者機器を除き、有線により常時接続されていることを前提とします。
3. 加入者は加入者機器の性能、通信環境等により本サービス等のレスポンスが変化する可能性があることを予め承諾するものとします。
4. 加入者の環境により機器一式の設置ができない場合、本サービス等は利用できません。
5. 加入者は、CACが提供する取扱説明書、操作マニュアル等に従い本サービス等を利用するものとします。
6. 加入者と本サービスを利用する者（以下「利用者」という。）が異なる場合は、加入者は利用者に必要な情報を提供するものとし、加入者は、利用契約の全責任を負います。

## 第 9 条 (保証の範囲)

1. サービス提供者は、本アプリその他本サービス等に関し加入者に提供する本サービスの内容およびCACが提供する情報につき、次の事項の保証を行うものではありません。
  - ①本サービス等の内容が加入者の要求に合致することまたは有益であること
  - ②本サービス等が中断、中止、廃止されないこと
  - ③本サービス等がタイムリーに提供されること
  - ④本サービス等が安全であること
  - ⑤本サービス等においていかなるエラー（本アプリのバグを含む。）も発生しないこと
  - ⑥本サービス等においていかなる瑕疵もないこと
  - ⑦加入者が本サービス等を通じて取得する情報が正確であること
  - ⑧加入者が本サービス等を利用して行った行為が加入者の特定の目的に適合すること
  - ⑨本サービス等を通じて加入者が登録する利用者情報が消失しないこと
2. 加入者は、加入者自身の責任において本サービス等を利用するものとし、加入者は、本サービス等の機能の利用に起因または関連して、加入者機器およびデータその他本サービスに接続された電子機器等に発生した損害について、自ら責任を負うものとし、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。ただし、CACの責務不履行・不法行為に起因する損害についてはこの限りではありません。
3. サービス提供者は、利用者が本サービス等の機能を利用して購入した商品・サービスや取引に関していかなる保証もいたしません。

## 第 10 条 (本アプリの提供と管理)

1. CACは、利用契約に伴い、CAC所定の方法にて本アプリを加入者へ提供します。
2. 加入者は、映像データ等の閲覧その他、本サービスの利用に当たり、本アプリをダウンロード、インストールする必要があるとあり、この媒体として、加入者機器を要するものとします。なお、当該加入者機器は、CAC指定の推奨環境下でのみ利用できるものとします。
3. 本アプリは、インターネットに常時接続された環境下で利用するものとします。
4. 加入者は、CACが提供した本アプリその他のソフトウェアを善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に譲渡、質入れ、または貸与をしてはならないものとします。

## 第 11 条 (設置場所の変更)

1. 加入者は、変更先が第42条（営業区域）に定める区域内で、CACのサービスの提供ができる設備が整っている場合に限りゲートウェイの設置場所を変更できるものとし、そのことをCACに申し出るものとします。
2. 対象物件内でゲートウェイの設置場所を変更する場合、加入者はCACへの申し出なしで変更できるものとします。

## 第 12 条 (名義変更)

CACは、加入者が以下の事由によりあらかじめ書面による届け出をした場合で、CACがこれを承認したときに加入者名義を変更するものとします。

- ①加入者が個人名義の場合、加入者から二親等以内の者へ名義変更ができるものとします。

- ②加入者が法人・団体名義の場合、事業承継した者へ名義変更ができるものとします。  
新加入者の名義変更にかかわる事務手数料は無料とします。

#### 第13条 (譲渡の禁止)

加入者は、前条（名義変更）の場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

#### 第14条 (加入手続き時申告内容の変更)

1. 加入者は、加入手続き時に申告した各事項について変更のある場合は、CACに申し出るものとします。
2. 加入者は、関連機器の追加購入を請求することができます。
3. スマートロックを利用している加入者は、非接触型ICメディアの追加購入を請求することができます。

#### 第15条 (解約)

1. 加入者は、契約を解約しようとするときは、解約を希望する日の15日前までにCACに届け出るものとします。そのうえで、解約を希望する日の属する月の末日までにCACに、CACが指定する書面にて届け出るものとし、CACがその書面を受け取ったときに解約の申し出が受理されるものとします。解約を希望する日の属する月の翌月以降にCACがその書面を受け取った場合、受取日の属する月の末日を解約日とします。
2. 前項による解約の場合、CACはゲートウェイを撤去いたします。加入者の故意または過失によりゲートウェイを破損もしくは紛失し、返還できない場合、加入者は、その補充、修繕等に必要となる費用をCACに支払うものとします。なお、撤去に要する費用は、加入者の負担とするほか、撤去に伴い、加入者が所有または、占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、加入者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。なお、撤去工事を加入者にて行った場合の費用負担はありません。

#### 第16条 (契約の解除)

1. CACは、次の場合には、第4条（利用契約の単位と有効期間）第2項の規定にかかわらず、利用契約を解除することがあります。
  - ①第18条（利用停止）第1項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しないとき。
  - ②CACまたは、加入者の責めによらない事由により、本サービスの提供が困難なとき。
2. 第18条（利用停止）第1項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がCACの業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の事由があるときは、前項第1号の規定にかかわらず、本サービスの提供を停止しないで契約を解除することがあります。
3. CACは、前項の規定により契約を解除しようとするときは、その加入者にそのことを通知もしくは催告しない場合があります。
4. CACは、第1項の規定により契約を解除しようとするときは、ゲートウェイを撤去いたします。加入者の故意または過失によりゲートウェイを破損もしくは紛失し、返還できない場合、加入者は、その補充、修繕等に必要となる費用をCACに支払うものとします。撤去に要する費用は、加入者の負担とするほか、撤去に伴い、加入者が所有または、占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、加入者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。なお、撤去工事を加入者にて行った場合の費用負担はありません。

#### 第17条 (利用中止・制限)

1. サービス提供者は、本サービス等を提供するための設備（サーバー、通信回線等を含む。）および本サイト、本アプリの保守、点検、修理、更新作業等のため、一時的に本サービスの提供を停止または中止する場合があります。この場合、サービス提供者は加入者に対し、事前に通知または公表するものとします。
2. 前項にかかわらず、CACは、以下の事由のいずれかに該当する場合、加入者に事前に通知または公表することなく、一時的に本サービス等の提供を中断することがあります。
  - ①本サービス等を提供するためのシステムの保守、点検、修理などを緊急に行う必要がある場合
  - ②地震、落雷、火災その他の不可抗力、停電、通信回線の途絶、その他本サービス等を提供するためのシステムの不具合によりサービスの提供ができなくなった場合

- ③その他、運用上または技術上、本サービス等の一時的な中断を必要とした場合
- 3. サービス提供者は、本サービス等の全てもしくは一部の提供を中止もしくは制限するときは、あらかじめその事由を加入者に通知します。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 4. サービス提供者は、本サービス等の中断により加入者に損害が発生した場合でも加入者に対し一切の責任を負わず、同中断期間に相当する利用料金の返金はしないものとします。

#### 第18条 (利用停止)

- 1. CACは、加入者が次のいずれかに該当する場合には、本サービスの全てもしくは一部の提供を停止することがあります。
  - ①第24条(料金等の支払い義務)、第25条(加入契約料金の支払い義務)、第26条(工事に関する費用の支払い義務)に規定する本サービスの料金等、その他CACに対する債務の履行を怠ったとき、または怠るおそれがあるとき(支払期日を経過した後、CACが指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、CACがその支払いの事実を確認できないときを含む。)
  - ②加入手続き時に申告した内容に虚偽が判明したとき。
  - ③前条(利用中止・制限)第1項の規定により、CACが本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかったとき。
  - ④第20条(禁止事項)、第22条(IDおよびパスワードの管理)第2項、第31条(加入者の維持責任)第1項、第35条(著作権等)、第37条(機密保持)第1項、および第39条(利用に係る加入者の義務)の規定に違反したとき。
  - ⑤第22条(IDおよびパスワードの管理)第3項の規定によるとき。
  - ⑥第21条(情報の削除等)第1項第2号から第4号の要求を受けた加入者が、CACの指定する期間内に当該要求に応じないとき。
  - ⑦前各号のほか、本約款に違反する行為、本サービスに関するCACの業務の遂行または、CACの通信設備のいずれかに著しい支障を与えたとき、および与えるおそれのある行為を行ったとき。
- 2. CACは、前項の規定により、本サービスの全てもしくは一部の提供を停止するときは、あらかじめその事由を加入者に通知します。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第19条 (本サービス等の変更、終了)

- 1. サービス提供者は、サービス提供者が必要と判断した場合、サービス提供者が相当と判断する期間をもって、加入者に対し事前に通知または公表したうえで、本サービス等の内容の全部または一部について変更または終了することができるものとします。
- 2. 前項にかかわらず、本サービス等の内容を緊急に変更または終了する必要があるとサービス提供者が判断した場合、サービス提供者は、事前の通知または公表なしに本サービス等の内容を変更または終了することができるものとし、加入者はこれをあらかじめ承諾するものとします。
- 3. 前2項の措置により加入者に不利益または損害が発生した場合でもサービス提供者は一切その責任を負わないものとします。ただし、CACの責務不履行・不法行為に起因する損害についてはこの限りではありません。
- 4. 第1項の事由により、本サービスを特定の関連機器のみで終了する場合、加入者は第14条(加入手続き時申告内容の変更)第2項の規定に基づき別の関連機器の追加購入を請求することができます。サービスを終了する関連機器のみを利用しており、請求を行わなかった加入者に関しては、特定の関連機器のサービスを終了する日をもって当該加入者との利用契約を解除します。

#### 第20条 (禁止事項)

- 1. 加入者は、本サービス等の利用に当たり、次の行為を行わないものとします。
  - ①本サービス等により提供される情報について、その全部または一部を問わず、本サービスの目的以外に使用する行為。
  - ②ゲートウェイを設置時の状態から変更する行為。
  - ③ゲートウェイを第三者に譲渡、質入れ、または貸与する行為。
  - ④ゲートウェイの分解、および解体もしくは、改造等する行為。
  - ⑤本アプリの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、質入れ、貸与その他利用する行為。

- ⑥本サービス等の内容調査、分析、解析、情報取得その他本サービスの本来の利用目的以外の目的に利用する行為。
  - ⑦本サービスとして提供するプログラム、ソフトウェア等を全部または一部を複製、改変、編集、翻案し、またはリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、解読もしくはソースコードの発見を試みる行為。
  - ⑧本アプリに組み込まれているセキュリティパスまたはセキュリティコードを破壊する行為。
  - ⑨本サーバーその他C A Cのコンピュータに不正にアクセスする行為。
  - ⑩本サーバーに有害なコンピュータプログラム等を送信し、または第三者が受信可能な状態に置く行為。
  - ⑪本サーバーまたは本サイトに過度な負荷をかける行為。
  - ⑫第三者のお客様IDもしくはログインパスワードを使用する行為。
  - ⑬サービス提供者、その他第三者の財産、信用、名誉、プライバシーを侵害する行為。
  - ⑭サービス提供者の著作権その他の知的財産権その他の権利を侵害する行為。
  - ⑮前2号に掲げるもののほか、他人の権利または法的に保護される利益を侵害する行為。
  - ⑯本約款、取扱説明書、操作マニュアル等に違反する行為。
  - ⑰本サービスの運営を妨げる行為。
  - ⑱本サービスを第三者が利用できる状態にする行為、またはそのおそれのある行為。ただし利用開始日より事前に、加入者からC A Cに対して申し出があり、C A Cがその申し出を特に認める場合はこの限りではありません。
  - ⑲本サービスを利用して営利目的の活動をする行為、またはしようとする行為。
  - ⑳詐欺等、児童売買春、預金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為または、結びつくおそれの高い行為。
  - ㉑わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
  - ㉒薬物犯罪、規制薬物もしくは指定薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為。
  - ㉓貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為。
  - ㉔無限連鎖講（ネズミ講）を開設する行為または、これを勧誘する行為。
  - ㉕C A Cの設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為。
  - ㉖無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくは、そのおそれのあるメールを送信する行為。
  - ㉗他者の設備等または本サービス設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。
  - ㉘違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為。
  - ㉙違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む。）する行為。
  - ㉚人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
  - ㉛人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段を紹介する等の行為。
  - ㉜その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクを貼る行為。
  - ㉝犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為。
  - ㉞その他、法令および公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害するとC A Cが判断した行為。
  - ㉟第三者が前各項の行為を行うことを、教唆、幫助する行為。
2. 加入者は前項各号にあげられる行為を行った場合、それに伴う損害の賠償を支払うものとします。

## 第21条 （情報の削除等）

1. C A Cは、加入者による本サービスの利用が前条（禁止事項）第1項各号に該当する場合、当該利用に関し他者からC A Cに対しクレーム、請求等がなされ、かつC A Cが必要と認めた場合、またはその他の事由で本サービスの運営上不相当とC A Cが判断した場合は、加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
  - ①前条（禁止事項）第1項各号に該当する行為をやめるように要求します。

- ②他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
  - ③加入者に対して、表示した情報の削除を要求します。
  - ④事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全てもしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。
2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第22条 (IDおよびパスワードの管理)

- 1. CACは、契約の成立に伴い、加入者にIDを付与します。加入者は、パスワードを自ら設定、変更し、使用するものとします。
- 2. 加入者は、IDおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
- 3. 加入者は、IDおよびパスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨をCACに報告するものとし、その報告があった場合およびCACがその事態に気づいた場合には、CACは当該IDによるサービスの提供を停止します。ただし、第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、CACは一切責任を負わないものとします。
- 4. 加入者が第15条(解約)の規定により利用契約を解約する場合、もしくは第16条(契約の解除)の規定により、利用契約がCACにより解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はIDとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第23条 (料金等)

- 1. CACが提供する本サービスの料金等は、CACが発行するパンフレットまたは申込および契約書式、ならびに本サイト等に定めるところによります。
- 2. 料金等の支払いは、CACが指定する期日までに指定する方法で支払うものとします。

第24条 (料金等の支払い義務)

- 1. 加入者は、その契約に基づいて第7条(利用契約の成立と利用開始日)第2項に規定する利用開始日から起算して、解約もしくは解除があった日の属する月の月末日までの期間(提供を開始した日と解約もしくは解除があった日が同一である場合は、1日間とする。)について、前条(料金等)で規定する料金等の支払いを要します。
- 2. 料金等のうち、関連機器販売価格の支払い義務は、第7条(利用契約の成立と利用開始日)第2項に規定する利用開始日、あるいは第14条(加入手続き時申告内容の変更)の規定により利用サービス内容および機器一式を変更、追加したときは、変更、追加後の利用開始日に発生するものとします。
- 3. 第17条(利用中止・制限)、第18条(利用停止)の規定により、本サービスの提供が停止・制限された場合における当該停止・制限期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとし、利用料金の支払いを要します。
- 4. 第17条(利用中止・制限)の規定により、本サービスの提供が中止された場合における当該中止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとし、次の表に掲げる場合を除き、利用料金の支払いを要します。
- 5. CACは、次の表に掲げる支払いを要しないとされた利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

区別	支払いを要しない利用料金
加入者の責めによらない事由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合(次に該当する場合を除く。)に、そのことをCACが認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことをCACが認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限る。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの利用料金。
CACの故意または、重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことをCACが知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスの利用料金。



CACにて工事を行う設置場所の変更に伴って、本サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する本サービスの利用料金。
--	---

#### 第25条 (加入契約料金の支払い義務)

加入者は、第5条(加入申込の方法)に基づき加入申込を行いCACがこれを承諾したときは、CACが定める加入契約料金の支払いを要します。

#### 第26条 (工事に関する費用の支払い義務)

1. 加入者は、本約款に規定する工事の請求を行いCACがこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除または、請求の取消し(以下「解除等」という。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金等が支払われているときは、CACは、その料金等を返還します。
2. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、加入者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、CACが別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

#### 第27条 (機器一式の設置および費用負担)

機器一式の設置工事は加入者にて行うものとします。ただし加入者は、工事に関する費用を支払うことで、機器一式の設置工事をCACまたはCACの指定する業者に依頼できるものとします。なお、当該工事の保証期間は工事が完了した日から1年間とします。

#### 第28条 (機器一式の設置場所の変更および費用負担)

1. CACが第11条(設置場所の変更)第1項の規定に基づく設置場所の変更の申し出を承諾したとき、加入者はゲートウェイの撤去工事および設置工事を行うことができるものとします。また加入者は、工事に関する費用を支払うことで、機器一式の撤去工事および設置工事をCACまたはCACの指定する業者に依頼できるものとします。なお、当該工事の保証期間は工事が完了した日から1年間とします。
2. 第11条(設置場所の変更)第2項の規定に基づく設置場所の変更の場合、加入者は対象物件にて機器一式の撤去工事および設置工事を行うことができるものとします。また加入者は、工事に関する費用を支払うことで、機器一式の撤去工事および設置工事をCACまたはCACの指定する業者に依頼できるものとします。なお、当該工事の保証期間は工事が完了した日から1年間とします。

#### 第29条 (延滞利息)

加入者は、料金等、その他の債務(延滞利息を除く。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、CACが定める方法により支払うものとします。

#### 第30条 (CACの維持責任)

CACは、CACの通信設備について維持管理責任を負うものとします。

#### 第31条 (加入者の維持責任)

1. 加入者は、機器一式を善良な管理者の注意をもって取り扱い、本約款に適合するよう利用するものとします。また、本サービスを維持するために必要な設置環境についても加入者の責任において管理するものとします。
2. 加入者の故意または過失により機器一式に故障が生じた場合には、加入者はその修復に要する費用を負担するものとします。

### 第32条 (加入者の区分け責任)

1. 本サービスに異常が生じた場合、加入者は機器一式に異常がないことを確認のうえ、CACに通知するものとします。この場合、CACまたはCACの指定する業者は、速やかにCACの通信設備を調査し、適切な措置を講じます。ただし、対象物件の通信設備に起因する異常については、この限りではありません。
2. 前項の調査によりCACの通信設備およびゲートウェイに故障がないと判定した結果を加入者に通知した後において、加入者の請求によりCACの係員を派遣した結果、故障の原因が対象物件の通信設備にあったときは、加入者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

### 第33条 (ゲートウェイ)

1. 加入者は、ゲートウェイを第23条(料金等)に定める利用料金を支払うことで貸与を受けることができます。
2. 前項により、加入者がCACより貸与を受けるゲートウェイは、故障が生じた場合、CACは無償にてCACが定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者がゲートウェイを本来の用法に従って使用しなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合は、この限りではありません。また、CACが認める場合を除き、加入者はゲートウェイの交換を請求できません。
3. 加入者は、CACが必要に応じて行うゲートウェイのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
4. 加入者は、CACが提供するゲートウェイ以外のゲートウェイを使用して本サービスを利用することはできません。

### 第34条 (関連機器)

1. 加入者は、前条(ゲートウェイ)に定めるゲートウェイに加え、CACに関連機器販売価格を支払うことで関連機器を単独または組み合わせて利用することができます。なお、対象物件の通信環境や利用環境により、ゲートウェイおよびCACの通信設備と接続が可能な台数は異なります。
2. 加入者は、関連機器を一括購入もしくは割賦購入することができます。割賦購入の場合、分割手数料は不要とします。なお加入者は関連機器の購入に当たり、下記を承諾するものとします。
  - ①加入者は、関連機器販売価格の支払いが完了する前に本サービスを第15条(解約)の規定により解約する場合、第16条(契約の解除)の規定により解除となる場合、もしくは関連機器の機種変更をする場合は残額を一括で支払うものとします。
  - ②関連機器の割賦購入にかかる売買契約は、第14条(加入手続き時申告内容の変更)第2項に規定する加入者の請求を、CACが承諾した時をもって成立するものとします。
  - ③加入者は、関連機器の割賦購入にかかる売買契約上の地位を、第12条(名義変更)の規定により加入名義変更をする場合を除き、第三者に譲渡することはできません。
  - ④加入者がCACより購入した関連機器の所有権は、端末料金の支払いが全て完了しているかにかかわらず、関連機器のお渡しをもって加入者に移転するものとします。天災・事変等の不可抗力に起因するもの、並びに故意または過失により破損あるいは紛失した場合も、支払い義務は継続します。
  - ⑤使用した関連機器の返品、返金はできません。
  - ⑥関連機器の保証期間は端末お渡し日から1年間です。保証期間内においても、天災・事変等の不可抗力に起因するもの、利用者の故意または過失により破損あるいは紛失、水没等した場合はこの限りではありません。
  - ⑦関連機器の保証、修理はメーカー対応となります。
  - ⑧関連機器の故障時における代替機等はありません。
  - ⑨端末の割賦購入の条件はご購入いただく端末の機種によって異なります。CACが発行するパンフレットまたは申込および契約書式、ならびに本サイト等にてご確認ください。
3. 加入者は、CACが必要に応じて行う関連機器のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
4. スマートロックを利用している加入者は、非接触型ICメディア販売価格を支払うことで非接触型ICメディアを追加購入することができます。支払いは一括のみとし、所有権は非接触型ICメディアのお渡しをもって加入者に移転するものとします。

5. 加入者は、CACより購入する関連機器以外の関連機器を使用して本サービスを利用することはできません。

### 第35条 (著作権等)

加入者が取得した映像データ等を除き、本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、CACおよび関係する権利保有者に帰属します。加入者は、本サービスのコンテンツをCACに無断で、複製、改変、蓄積、転送等を行うことはできません。

### 第36条 (映像データ等の管理責任)

1. 本サービスにより加入者が取得した映像データ等は、加入者自身の責任において管理し、保管するものとします。
2. CACは、前項に定める映像データ等の管理体制等について、一切関知しないものとし、責任を負わないものとします。

### 第37条 (機密保持)

1. 加入者およびCACは、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。
2. CACは、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第218条(令状による差押え・搜索・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. CACは、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
4. CACは、第1項の規定にかかわらず、CACと秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、CACが業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

### 第38条 (免責および特約事項)

1. 加入者が本サービスの利用、解除、中止、制限、停止、終了に際して損害を被った場合、CACは一切責任を負わないものとします。
2. 加入者回線・無線LAN環境、その他の通信回線等の都合でサーバーへの接続が中断した場合サービス提供者は一切責任を負わないものとします。
3. サービス提供者の責に帰すべき事由によらず、本サービス等の利用に起因して利用者が被った損害に関しサービス提供者は一切責任を負わないものとします。本サービスに接続された電子機器の不具合、異常に起因して生じた損害、情報等が破損または滅失したことによる損害および加入者が本サービス等から得た情報等を利用した結果生じた損害を含みますがそれらに限定されません。
4. サービス提供者が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、サーバーに保存されている設定情報の欠落、滅失があった場合サービス提供者は一切責任を負わないものとします。
5. 本サービスの利用に関連して生じた侵入、盗難その他の事件・事故の発生および生命、身体、財産に生じた損害などについて、サービス提供者は一切の責任を負いません。
6. 加入者が、第31条(加入者の維持責任)、第39条(利用に係る加入者の義務)に規定する行為を怠ったことに起因し、本サービスに中止・制限等が発生したことによって、加入者が損害を被った場合、CACは一切責任を負わないものとします。
7. 第12条(名義変更)の規定により、名義変更を行ったことによって加入者が損害を被った場合、CACは一切責任を負わないものとします。
8. 加入者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、CACおよびソフトウェア開発企業は一切責任を負わないものとします。
9. ID、パスワードおよびスマートロック等の管理不十分や使用の過誤により加入者が損害を被った場合、CACは一切責任を負わないものとします。
10. 加入者が、第20条(禁止事項)、第22条(IDおよびパスワードの管理)第2項、第31条(加入者の維持責任)第1項、第35条(著作権等)、第37条(機密保持)第1項、および第39条(利用に係る加入者の義務)について、過失、不正、違法な行為を犯し、CACに損害を与えた場合には、CACは、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。

- 1 1. 第15条（解約）および第16条（契約の解除）の規定により利用契約が解約・解除されたことにより、CACが損害を被った場合には、CACは、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。ただし、CACの責に帰すべき事由により利用契約が解約・解除された場合はこの限りではありません。
- 1 2. CACは、本サービスの提供の状態を確認するために、第40条（個人情報等の保護）の規定を遵守した上で、加入者の使用する関連機器と電気信号による通信を行うことができるものとします。
- 1 3. サービス提供者は、本サービスの利用のためにCACが提供する設置機器の設置により自動的に収集する情報、加入者による本アプリおよび本サービス等を利用するに際してサービス提供者が加入者から収集した個人情報、ログ情報等（以下「データ等」という。）を以下の目的のために使用することができるものとし、加入者は同意するものとします。
  - ①本サービス等の提供
  - ②本サービスのカスタマーサポート、アフターサービス、メンテナンス
  - ③本サービスおよびサービス提供者の製品改良
  - ④サービス提供者のサービスについて満足度の調査
  - ⑤IOTデータ利活用
- 1 4. サービス提供者は、データ等を、前項の目的のために個人を特定できない形態において第三者に提供することがあります。
- 1 5. サービス提供者は、サービス提供者の業務の一部を第三者に業務委託する場合、第13項規定のデータ等を委託する業務を遂行するために必要な範囲で同第三者に提供し、加入者はこれに同意するものとします。
- 1 6. 本条に定めるほか、本アプリの利用に際して取得したデータ等の取り扱いについてはCDIの定める本アプリ規約および「アプリケーション・プライバシーポリシー」に従い取り扱うものとします。
- 1 7. CACは、CACのサーバーに保管する加入者データについて、サーバー障害の復旧作業等による当該データ削除または加入者による当該データ削除に起因して加入者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。
- 1 8. CACは加入者に対し、CACが認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。
- 1 9. 加入者は、天災、地変、またはその他の非常事態の際に第33条（ゲートウェイ）第2項、第34条（関連機器）第2項に規定する修理、交換、その他必要な措置が速やかに実施できない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- 2 0. 設置環境については、加入者が自己の責任により確保するものとします。なお、加入者は、設置環境により、本サービスの一部または全部の機能に制限が発生すること、または継続的に提供されない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- 2 1. 本サービスは、設置環境によって誤検知または非検知となる場合を含め、正確性、有用性、確実性および完全性を保証するものではありません。
- 2 2. CACは、本サービスに係る工事完了の確認、障害時の対処その他緊急事態の場合にのみ加入者の承諾のもと、映像データ等の閲覧等を行うものとします。なお、当該行為にかかる責任は全て加入者が負うものであり、その後CACに対して一切の異議を唱えないことを、あらかじめ承諾するものとします。
- 2 3. CACは、本条の規定に起因し、加入者に何等かの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を負いません。

### 第39条 （利用に係る加入者の義務）

1. CACは、機器一式の設置のため、加入者が所有または、占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該加入者はあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は加入者が負うものとします。
2. 加入者は、CACまたは、CACの指定する者が、機器一式または通信設備の検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
3. 加入者は、第20条（禁止事項）第1項各号のいずれかに該当したこと、その他加入者の責に帰すべき事由によりサービス提供者に生じた損失、損害を賠償する責を負うものとします。

4. 加入者は、本サービス等の利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。
  - ①加入者がネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと
  - ②加入者は、サービス提供者のサーバー内に保管された加入者のデータおよび本アプリ内のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと
  - ③加入者は、本サービス等で提供するソフトウェアは全て最新のものをダウンロードおよびインストールすること
5. 本条の規定に違反した場合、本サービス等の提供を停止することがあります。

#### 第40条 （個人情報等の保護）

1. CACが保有する個人情報等の取り扱いは、CACが別に定める個人情報保護に関する規定に定めます。
2. 加入者は、CACがシステムの運営、管理上の必要から、加入者の個人情報、個人データ、機器一式に関するデータについて、ソフトウェア開発企業に開示する必要があることをあらかじめ同意するものとします。

#### 第41条 （契約約款の改定）

1. CACは、CACの提供するサービス内容の変更、社会情勢の変動により本約款を改定することがあります。なお、本約款が改定されたときは、以後の契約条件は新しい本約款によるものとします。
2. CACが別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

#### 第42条 （営業区域）

営業区域は、CACが別に定めるところによります。

#### 第43条 （関連法令の遵守）

CACは、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

#### 第44条 （閲覧）

本約款において、CACが別に定めることとしている事項については、CACは閲覧に供します。

#### 第45条 （協議、管轄裁判所）

1. 本約款に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。
2. 本約款は、日本法に準拠して解釈されるものとし、CACの提供するサービス内容に関連して訴訟の必要が生じた場合には、CACの本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

#### 附 則

1. CACは特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。
2. 本約款は 2016年10月01日より施行します。

改 定	2017年04月01日
改 定	2017年10月01日
改 定	2018年10月01日
改 定	2021年02月01日

●他の事業者が提供するサービスとの連携に関する特約

1. 加入者は、本特約に同意し、CAC所定の手続きをとることにより、サービス提供者およびサービス提供者の提携事業者が連携する他の事業者（以下「連携事業者」という。）が提供する会員制サービス（以下「連携事業者サービス」という。）において当該加入者に付与されたID、パスワード等（以下「ID等」という。）を使用して、連携事業者サービスから本アプリにログインし、基本サービスを利用することができます（以下「連携サービス」という。）。ただし、加入者は、基本サービスの機能の中で一部利用できない機能があることにあらかじめ同意するものとします。
2. 加入者は、連携サービスを利用する場合、本特約とは別に、連携事業者サービスにかかる利用規約等に従うものとします。
3. サービス提供者は、サービス提供者は連携事業者のサービスの正確性、有用性、確実性および完全性については、一切保証しないものとします。
4. サービス提供者は連携事業者のサービスの全部または一部が停止・中断・終了等により提供できない場合、加入者は、連携サービスを利用できないことにあらかじめ同意するものとします。
5. サービス提供者は連携事業者のサービスの全部または一部の変更・停止・中断・終了等により、加入者に損害が生じた場合、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。
6. 加入者のID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等の事由により、加入者または第三者に損害が生じた場合、加入者がその一切の責任を負うものとし、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。また、かかる事由により、サービス提供者に損害が生じた場合、加入者はその一切の責任を負い、サービス提供者に生じた一切の損害を賠償するものとします。
7. 加入者は、自己の責任において連携サービスを利用するものとし、当該サービスを利用したことにより生じた損害、提携事業者、連携事業者その他第三者との間に生じたトラブルその他当該サービスにかかる一切の事項について、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。